

第7章 その他耐震化の促進に関する事項

1. 関係団体との連携

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で構成される「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、耐震化の取組に関する連絡調整・協議を行い、建築物の耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図ります。

2. 所管行政庁との連携

多数の者が利用する建築物等の耐震化をより推進していくには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要があります。そのため、所管行政庁間で具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていきます。

3. 計画の進行と管理

令和7年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の進捗状況や、市有建築物や住宅・多数の者が利用する建築物等の耐震化の進捗状況、耐震化の普及・啓発に向けた施策の実施状況等を適宜確認し、適切な進捗管理を行います。